# 令和5年度

# 守山市立幼稚園・こども園(短時部) 入園募集要項

## 【受付期間】

- ・令和4年9月5日(月)から令和4年9月9日(金)まで
- 令和4年9月11日(日)

## 【受付場所・時間】

平日: 入園を希望する幼稚園・こども園(短時部)(午後2時から午後

4時まで)

日曜日: 守山市役所大ホール(午前10時から午後3時まで)

※募集期間終了後は、受付再開日(10月中旬予定、守山市ホームページでお知らせします)以降に守山市役所保育幼稚園課へ直接申し込んでください。



守山市教育委員会事務局保育幼稚園課守山市こども家庭部保育幼稚園課

## 園名・所在地および募集人数

E 6	55 tr +th	<b>電話・有線</b> FAX	募集人数	效(8月1日	3時点)
国 名 所 在 地	附 住 地		3歳児	4歳児	5歳児
認定こども園 守山幼稚園 (短 時 部)	勝部一丁目	<b>582-2165</b> 582-4920	40	*	*
★物 部 幼 稚 園	二町町 253番地	<b>583-9551</b> 583-4206	50	36	41
★吉 身 幼 稚 園	吉身三丁目 2番51号	<b>583-6202</b> 583-6204	75	73	64
★立入が丘幼稚園	立入町 226番地の1	<b>581-0088</b> 581-0143	50	51	39
小津こども園 (短 時 部)	欲賀町 879番地	<b>585-0226</b> 585-5642	35	*	*
玉津こども園 (短 時 部)	赤野井町 39番地の3	<b>585-0202</b> 585-5661	20	*	*
★河 西 幼 稚 園	今市町 25番地の1	<b>582-4447</b> 582-4903	70	31	25
★速 野 幼 稚 園	水保町 2399番地の1	<b>585-1175</b> 585-0442	50	51	47
中洲こども園(短 時 部)	幸津川町 1406番地	<b>585-2454</b> 585-5660	10	*	*
教育委員会事務局保育幼稚園課	吉身二丁目 5番22号	<b>582-1129</b> 582-1138			

#### ※長時部の受入状況等によって変動があります。

- ・各学年の申し込み状況は守山市ホームページに掲載します。
- 幼稚園の1クラスの定員は、原則4·5歳児各35名、3歳児25名とします。こども園の1クラスの 定員は、短時部と長時部を合わせて、原則4·5歳児各30名、3歳児20名とします。
- ★物部幼稚園・吉身幼稚園・立入が丘幼稚園・河西幼稚園・速野幼稚園においては、預かり保育を実施しています。

## 1 入園対象者

- (1) 入園できる幼児の年齢
  - ・ 3歳児 平成31年4月2日から令和2年4月1日までの間に生まれた幼児
  - 4歳児 平成30年4月2日から平成31年4月1日までの間に生まれた幼児
  - 5歳児 平成29年4月2日から平成30年4月1日までの間に生まれた幼児

#### (2) 申込できる幼児

原則、保護者が守山市に住民登録をしており、守山市にお住まいの幼児です。 ただし、入園申込み時点において、令和5年3月31日までに転入を予定している幼児も 含めます。(転入予定の証明となるものが必要です。)

## (3) 通園区域

市内全域とします。ただし、小学校通学区域の幼児の就園を優先します。

## 2 入園手続き

別紙入園申込書および教育・保育給付認定申請書に氏名・その他必要事項を記入し、 各幼稚園・こども園に提出してください。

※ 幼稚園・こども園(短時部)と保育園・こども園(長時部)の**二重申込みはできません。** (現在、保育園・こども園(長時部)に在園されている方は、退園届の提出が必要になります。) ※ 複数園への申込みはできません。

#### (1)受付期間・時間および場所

- 令和4年9月5日(月)から令和4年9月9日(金)までの間
- 令和4年9月11日(日)

平日:午後2時から午後4時まで(都合の悪い場合は、園に相談してください。) 各幼稚園・こども園で受付を行います。(入園を希望する園へ申し込んでください。)

日曜日:午前10時から午後3時まで 守山市役所大ホールで受付を行います。

#### (2) 留意事項

入園を希望する幼児の中で、乳幼児健診結果や健康状態、言葉、食事、排泄など特に配慮を要する 場合については、申込書に必ず記載してください。



#### (3) その他

受付期間終了時点で定員に空きがある園に対する希望園変更のみ、下記の日程にて守山市役所保育 幼稚園課で受け付けます。空き状況については守山市ホームページでお知らせします。また、受付期 間終了後に新規で入園を希望される場合は、受付再開日以降に守山市役所保育幼稚園課へ直接申し込 んでください。定員に余裕がある場合は、順次受け付けます。

募集人数を上回る入園申込みがあった場合、抽選等をさせていただくことがあります。なお、希望 園変更の結果、定員を上回った場合は、希望園変更者のみでの抽選となります。また、抽選もれとなった方を対象に、入園申込の受付再開前に空きがある園への申し込みを受け付けます。

【抽選もれの方の受付期間】 令和4年10月上旬頃(対象者に個別で通知します)

【受付再開日】 令和4年10月中旬頃(守山市ホームページでお知らせします)

## 3 入園通知等

(1) 入園内定通知

入園内定は、令和4年11月上旬に通知します。

(2) 入園前の健康診断

令和4年11月下旬から12月中旬

(入園内定通知とともに通知します。)



## 4 諸費等

#### (1) 諸費

入園準備用品代 (3歳児のみ)	別途徴収します。(氏名印・はさみ・のり・マーカーなど)
諸費(教材費·行事諸費等)	月額1,〇〇〇円

#### (2) 給食費

認定こども園守山幼稚園、小津こども園、玉津こども園、中洲こども園については、給食を実施します。

給食費 月額3,400円
--------------

※給食提供月のみ徴収(3歳児は4・5・8月分の徴収なし、4、5歳児は8月分の徴収なし)

#### 5 保育時間

(1)午前中保育日 (原則として水曜日) 午前8時30分~午前11時30分

(2)午後保育日(弁当/給食)のある日(週4回) 午前8時30分~午後2時

※3歳児は、6月から午後保育を開始します。

## 6 休園日等

休園日等については、次のとおり予定しています。

〈土曜日・日曜日・祝日〉

〈夏季休業日〉 7月21日から8月31日まで

〈冬季休業日〉 12月24日から1月6日まで

〈学年末・学年始休業日 〉 3月24日から4月8日まで

## 7 預かり保育

物部幼稚園・吉身幼稚園・立入が丘幼稚園・河西幼稚園・速野幼稚園 (1) 実施園

(2) 実施年齢 3~5歳児(3歳児は6月から実施予定 ※ただし、施設等利用給付認定

を受け、就労されている方は4月から利用可能)

#### (3) 実施日および保育時間

実施日	保育時間	
月曜日~金曜日(平日全日)	教育課程終了後~午後4時30分	
夏季休業(7月21日から8月31日まで)の間の20日間	午前8時30分~午後4時30分	
冬季休業(12月24日から1月6日まで)の間の5日間		
学年末、始休業は若干日実施予定		
(日程は、幼稚園から保護者の方に案内)		

#### (4) 利用できる方

実施園に通園しており、利用を希望する園児の全ての保護者の方が就労している場合や出産・疾病 等の状態にある場合など保育の必要な方が対象となります。

◎預かり保育料(園児1人につき) 日額300円 (※長期休業中日額600円)

#### ★注意★

- 1 幼稚園預かり保育の記載内容は、令和4年7月末現在のものです。
  - 2 保育の必要性が認められる場合は、無償化の対象となります。

保育の必要性の認定には、別途認定申請の手続きが必要となります。

詳細につきましては、「8 施設等利用給付認定」をご覧ください。

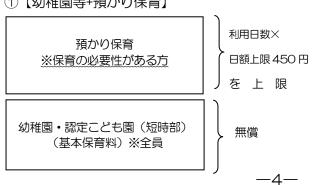
#### 8 施設等利用給付認定

#### (1) 施設等利用給付認定とは

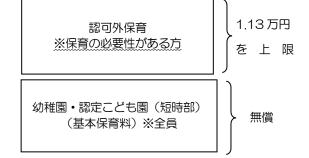
幼児教育・保育の無償化に伴い幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する方について、 保育の必要性が認められ、施設等利用給付認定を受けられた方においては、保育料に加えて、預か り保育等の利用料が、上限の範囲内で無償化の対象とすることができます。預かり保育の上限額は、 「預かり保育の利用日数×日額上限 450 円」(ただし月額上限 1.13 万円まで)となります。

※幼稚園等が預かり保育を実施していない場合、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となり ます。その場合は月額上限額(1.13万円)が無償化の対象となります。

#### ①【幼稚園等+預かり保育】



#### ②【幼稚園等+認可外保育】



- (2) 対象者(保育の必要性が認められ、①もしくは②のいずれかに該当する方)
  - ①幼稚園の預かり保育を利用される方
  - ②預かり保育を実施していない園を利用している方で、認可外保育施設等を利用される方

#### (3)申請書類

- (1)および②を守山市役所保育幼稚園課へご提出ください。
  - ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書
  - ② 保育を必要とする事由を証明する書類(下表のうち該当する項目の必要書類を、<u>保護者1人</u> につき1枚提出。)

保育を必要とする事由		必要書類
1	居宅外で就労している方(予定を含む)(※1)	就労証明書
2	自営(自宅外自営・親族経営等の自宅を含む)の場合	就労証明書および所得税の確定申告書
	(%1)	(事業開始後間もないため、確定申告をされていない場合
		は、事業の概要がわかる書類(営業許可証、開業届等))
3	出産前後の方(出産前後6か月に限る)	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されている
		ページ)
4	保護者が就学の方(※1)	在学証明書等の期間・受講時間がわかる書類(入学予定の
		場合は合格通知等)
5	保護者が病気の方	病名・病気の程度(保育ができないこと)が明記された診
		断書の原本
6	保護者が障害をお持ちの方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写
		し(手帳交付を受けていない場合は診断書の原本)
7	保護者が介護・看護している方(同居親族に限る)	介護等を要する方の診断書(病名・病気の程度や回復まで
	(%2)	の期間が明記されたもの)の原本(および介護保険証・障
		害者手帳等の写し)、看護・介護状況申立書
8	災害復旧の場合	罹災(被災)証明書
9	保護者が求職中の方	求職活動に関する申告書(申請時に市役所にて記入)
	※60 日以内に就労することが必要	

- (※1) 1日4時間以上かつ月15日以上を満たすことが必要。
- (※2) 1日4時間以上かつ週4日以上を満たすことが必要。
- (※3) 就労証明書については市の様式を使用してください。(市ホームページでダウンロード可)

#### (4) その他

申請方法、申請期間、決定通知等については、市ホームページにてご確認ください。

## 9 転園・退園手続きおよび除籍

- (1) 退園される場合は、幼稚園・こども園にある所定の様式により退園届を園長に提出してください。
- (2) 転園を希望される場合は、希望園へ新規の申し込みが必要になります。
- (3) 正当な理由がなく、欠席が2か月以上にわたる場合は、除籍されることがあります。
- (4) 給食費等の納付を怠った場合は、退園処分になることがあります。